

NEWS LETTER

短期大学基準協会

ASSOCIATION FOR ADVANCEMENT OF COLLEGES IN JAPAN

VOL.23

平成14年4月

〒102-0073

東京都千代田区九段北4-2-25(私学会館別館内)

TEL 03-3261-3594 FAX 03-3261-8954

e-mail : kijunkyo@tandai.or.jp

編集・発行 短期大学基準協会

CONTENTS

- 職業教育と教養教育
- Self-Studyと組織改革
- 短期大学相互評価の軌跡と今後の課題

巻頭言 職業教育と教養教育

塩川利員 大阪青山短期大学 理事長・学長



押し寄せる少子化等の影響を受けて、入学志願倍率、就職率、編入進学率等いわゆるバイタルサインと呼ばれる一連の指標の悪化は、社会の方から短大の有用性・存在性を問われるもののように思われ、多くの短期大学がその将来について懸念を有し、懸命に再生の途を模索している。

このような局面に立つと、短期大学における職業教育と教養教育をどのように把え位置づけていくかが大きな課題となって浮き上がってくる。しかし、徒らにこのバランスに腐心し、統計数字の動きのみを憂えるあまり、皮相的な彌縫策(びぼうさく)に追われては、短大教育の本質を忘れることになりかねない。

短大の在り方-存在理念は、言い古された感なきにしもではあるが、やはり「あの学校は受け入れた学生は必ず全員を良い社会人として世に送り出す。」という社会各層からの評価・信頼を得、卒業生には「この学校での2年間が私を育ててくれた。学んだ日々が心の糧になっている。」との実感を与えることにつきると、一貫して信じており、この実現を目標に据えて教育体制づくりに力をいたしている。

例えば本学では、この目標達成への大きな柱として、「職業教育とは、社会が抱える課題・要請を適時的確に把握して、実学を充実し、実務能力に富み、常にスキルアップに努める人材を養成する教育ならびに体制組織」であり、「教養教育とは、人間-日本人として自己責任、社会的責任を充分果たし得る高い品性・教養を培い、資質を磨き、高潔な人間形成の教育ならびに体制、組織である」と位置づけ、全教職員が共通認識、共通理解のもとに協力一致し、それぞれの場において、教育体制づくりに創意工夫を重ねている。

また、全人教育を教育の基本姿勢とし、多様なカリキュ

ラムと柔軟な履修形態、学習環境施設の充実をすすめ、閉塞感におおわれた状況下におかれて

も、新時代の日本を十分担っていける人間形成に努めている。本学の教育の特色の一つである「本物に触れる教育」も、この姿勢の発現したものであるが、なかでも国宝「土佐日記」をはじめ重要文化財、古文書典籍等豊富な学術文献資料を多数収蔵し、調査・研究・展示する「大阪青山歴史文学博物館」(短期大学付属博物館としては、わが国唯一の施設であり、「博物館法」相当施設指定)の開設は、まさに教育姿勢のシンボライズされたものといえよう。

その他、異文化にふれる海外研修、斯界(しかい)の権威を招請しての特別講義、一般市民とともに受講する特別技能講座等人間形成を念頭におく教育努力が随所にみられる。さらに、学生に基礎学力を身につけることを主眼とし教育振興室の設置、ファカルティ・ディベロップメントによる教授法の点検改善等進行中の事業も少なくない。

教育体制づくりは、このように全教職員の協力のもとに着実に実現しているが、さらにこの事業遂行のためには、制度・物質の面だけでなく、精神・意識の面でも「刻苦勉励」することの大切さが気風として共有されなければならない。そのような教育努力の積み重ねによってこそ、多面的な評価システムを経て、充実した個性的な教育体制の実態を社会に公にし、その存在理由をアピールできることとなる。しかし、時に、本来の理念から逸脱するものもあろうし、意識の面でも移ろう懸念なしとしない。全学構成員がそれぞれの場において常に自戒し、理念と照応しつつ目標とする教育体制を創る過程において、自己点検・第三者を含めた評価システムが千鈞の重みを持つ所以である。



Self - Studyと組織改革



大野 博 之 (国際学院埼玉短期大学 副理事長・副学長)



はじめに

高等教育における規制改革は1991年の大学設置基準大綱化以来、大きな流れとなっているが、総合規制改革会議の「規制改革の推進に関する第1次答申(2001年12月11日)」(以下「答申」という)により、その方向性がより明確に打ち出されたことになる。

設置基準に代表される規制は、これまで、大学の質や水準を保証し、高等教育の規模や教育機会の平等化等の高等教育政策としてその役割を果たしてきた。一方、基準の厳格な運用は大学の画一化を招き教育研究の活性化を阻害したとの批判も招いた。

今日の高等教育のユニバーサル化と教育研究の質の問題、さらには既に現実の問題となっている経営危機による大学倒産の時代にあって、規制改革は高等教育にどのようなインパクトをもたらすのであろうか。本稿では、大きな変革の時代における私立短大の課題について、特に評価認証(アクレディテーション)制度導入と自己点検(Self-Study)に関する問題について考えてみたい。

1. 高等教育の規制改革

社会・経済・文化におけるグローバル化が拡大し、国際的な競争がますます進展していくなかで、質の高い教育を提供し、社会のニーズにこたえることのできる、優れた人材を育成する事が必要であることはいうまでもない。

このため、「答申」は、大学においては教育機関や教員が互いに質の高い教育を提供するよう競い合うことが我が国の教育の資質向上に強く結びつくと考えから、大学や学部設置に係る事前規制を緩和するとともに事後的チェック体制を整備するなど、一層競争的な環境を整備することを通じて教育研究活動の活性化を図っていくことが必要であるとしている。具体的には、自由な競争環境を想定した大学・学部の設置規制の準則主義化や、大学の教育研究水準の維持向上を目的とした第三者による継続的な評価認証(アクレディテーション)制度の導入等をあげており、競争激

化の帰結としての大学倒産や廃止に伴う学生の就学機会確保の必要性から学生に対するセーフティネットの整備についても言及している。

規制改革が「生活者・消費者本位の経済社会システムの構築」と「経済の活性化」を同時に実現するものとして進められていく以上、高等教育をはじめとする「教育」も経済問題の一環として構造改革の焦点となっているのである。

2. 評価認証(アクレディテーション)制度の導入

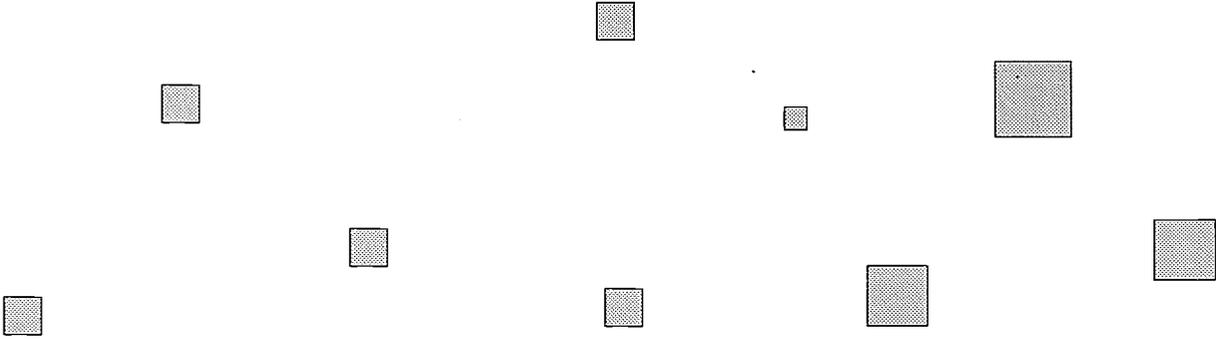
総合規制改革会議の改革構想によれば、設置認可を受けた全ての大学は一定期間に一度、継続的な第三者による評価認定、評価認証(アクレディテーション)を受け、その結果を公表することが義務付けられている。そして、評価認定の結果、法令違反等の実態が明らかになった場合には、文部科学大臣は認可取り消しを含めた是正措置を講ずるとしている。認定評価機関は専門分野別、テーマ別の複数で、大学基準協会、私学団体大学連合の他教育関連の民間企業やNPOなどの参入を想定しており、短期大学基準協会も有力な候補とされる。

これら事後評価は、アメリカの大学制度にあるアクレディテーションシステムがモデルとなっており、設置認可と評価を別次元でとらえ、評価と競争の社会をベースとして、社会的に評価する制度を導入しようとするものである。

しかし、日本とアメリカの間には根源的相違が厳然としている。「中央集権」と「分権制」の違いは、「規制による護送船団社会」と「評価による競争社会」の違いを生み出し、「厳しい設置認可」と「簡易な手続き」との違いは、教育機関の質の認証・保証をそれぞれ「国家」と「自主団体」に担わせた。「ランキング中心の画一的評価」と「多様性を考慮した評価」のように、両国は著しく異なる歴史的、文化的背景を持ち制度導入が容易でないことを予感させる。

3. 評価システム確立の問題点

高等教育の質とは多面的な概念であり、そのすべての機



能や活動を包含するものでなければならない。内部評価および外部評価は質の向上のために不可欠であるが、同時に、多様性を考慮に入れ画一性を避けるためには、個別の組織的・地域的な事情に十分な注意が払われた評価システムの確立が必要とされるのである。

アメリカでは、自由なコミュニティ社会の中で各大学の自主性に任された教育が展開され、多様な大学が存在している中で互いの教育を客観的に評価し合って情報公開するためにアクレディテーションを取り入れている。多様な基準協会が地域単位及び専門分野別に機能しており、成熟した専門職社会とそれを評価する成熟した評価社会が確立されている。これに反し、我が国ではこの種の第三者評価は殆ど未整備の状態であり経験のない分野でもある。制度が定着するのに必要な時間的猶予が無いとすると、「市場経済への適応性」だけが基準とならないとも限らない。

また、評価システム確立と同時に評価者養成も重要な問題の一つである。評価者は本来、高等教育機関の多様性を考慮し、支援する立場でなければならない。例えば、大規模と小規模、宗教系と非宗教系、教養系と職業系等様々な性格を有している教育機関の使命や達成しようとする目的等の観点から評価されなければならない。

4. 自己点検 (Self-Study) の本質

第三者評価に関する日本とアメリカの違いは、評価システムも別立てで構築しなければ本来の機能を果たさない側面を持っている。しかし、大学が行う自己点検 (Self-Study) は、アクレディテーションプロセスの重要な部分であるとの認識だけでなく、制度の歴史的背景を超えて、組織改革を進める上で極めて重要な要素であるといえる。

自己点検 (Self-Study) の目的は、教育機関の使命や目的を理解し、教育研究活動を評価し改善していくことにあり、単に既存のものを擁護するためのものではない。創設者が掲げた高い理念の原点に戻って、環境変化に適応するよう自在に対応していくための術である。

危機に瀕する組織には共通の文化が存在する。組織全体に責任を引き受ける能力が欠けており、互いに非難する文化が横行している。組織の上下関係への気兼ね、形式への囚われ、信頼感の欠如などが足かせとなり、確信が持てないまま目標が定まらない。責任ある立場の人間たちがお互いに十分な意思疎通を図っていない。計画を実施すべき人間が断固とした行動をとらない。組織を改革する情熱と能力の乏しい人が権力を手にすることにより、独り善がりの自己満足を生み出し組織の活性化を著しく阻害している。

自己点検 (Self-Study) がその本来の姿で導入されれば組織全体の中に一致して改革に向けて努力しようという新たな気運が必ず生れてくるはずである。

むすび

激しい環境変化は誰にも予測することはできない。自然界の理のとおり、環境に適応できたものだけが生き残り、そうでないものは淘汰される。組織もまたしかりである。アメリカにおいて、1960年代から70年代を通じて大学が乱立し、高等教育が大衆化した時、大学の質的改革が急激に進行した。その時代に普遍化した考え方は「教育の受益者は学生」である。今こそ改革の情熱を持った人たちの手による真摯な Self-Study が必要とされているのである。

マザー・テレサの言葉に耳を傾ける時、新たな力が湧いてくる。「私に向き合うのは、目の前にいるひとりの人です。私は一度にひとりの人しか愛せないし、ひとりの人にしか食事を与えることはできません。ひとり、そしてまたひとり (あるいは、ひとつ、またひとつ) -中略- 私がしてきたことは、大海の一滴に過ぎません。けれどももしそのひとしづくがなかったら、今、海の水はその分少ないわけです。 -中略- とにかく一歩一歩進んでいくことです。」

創造的知的競争の時代となる21世紀において、高等教育の果たすべき社会的責務はこのほか重要であり、その一翼を担う短期大学の質的改革は急務である。

短期大学相互評価の軌跡と今後の課題

坂田 正 二 (広島文化短期大学 理事長)

◇ はじめに

短期大学相互評価は、共通マニュアルを作らず、オーダーメイドの評価に徹してきた。

そして、それは短期大学の教育の質を高めようという純粹な意欲と情熱のみを推進力としてきたといえる。ここにその歩みを振り返ることにより、短期大学のさらなる発展の礎となることを願うものである。

◇ 出発点

「誠実に相手の立場を尊重しつつ自己の立場を相手の立場と置き換えながら向上充実のために切磋琢磨する」(平成8年本協会編集『短期大学の自己点検・評価』あとがき) 相互評価活動は、短期大学関係者の「自覚と責任と知性の協働」による評価という新しい教育文化をめざしたものであった。評価の開始に当たり、第三者の立場からの公平性及び客観性を担保をするよりも、当事者としての責任を担い、相互援助による双方の成長・向上を選択したのである。

資源配分に繋がるであろう第三者評価が期待される今日においても、自らの点検評価力を高め自己改革を推し進めることを目的とする、この方向性は現在でも色褪せることはない。

◇ 経過概要

まず、広島文化短期大学(旧広島文化女子短期大学)と帝塚山大学短期大学部(旧帝塚山短期大学)から自己点検・評価の経年比較のチャート図並びに点検評価フォームが示され、相互評価は開始された。

兵庫大学短期大学部からは、淑徳短期大学と相互評価の際、教育業績評価を①学科教育への貢献としての教育業績と、②個人に帰属する教育業績を分け、前者の教師集団による教育への貢献を中核に据えることが提案された(NEWS LETTER 第13号)。

また、実際の評価において短期大学職員の協力が不可欠であり、その重要性和実務に関し、聖和学園短期大学と桜の聖母短期大学との相互評価の実践からの提言もいただいた(NEWS LETTER 第16、18号)。

紙幅の都合で実績は細かく示せないが、相手を理解するという分析力が深まることと並行して、率直な提言・提案が

現われてくるようになる。例えば鈴峯女子短期大学と香蘭女子短期大学との相互評価では、評価の基準や視点が明確になっている。この評価も5年の年月を経て成熟してきた感を受ける。

◇ 今後の課題

短期大学の教育及び研究の質的確保や水準の向上は、これまで育んできた自己点検・評価力を高めることが基本である。それに加え、評価自体を客観的に担保することが要請されている。これは規制緩和推進にも必要不可欠の条件である。

このような努力の下に、社会から短期大学全体の信頼を高める方向に働く「個性化」こそ、社会の共感と支持を得る短期大学として発展するものと確信している。

その意味からも、この相互評価の実績を元に第三者評価に大きく進み、自己改善力や課題の共有化を促すことができると思う。即ち、自己点検・評価の結果が第三者評価の結果と等しくなる、あるいはそれを越えるような力になってほしい。

そのためには多くの評価を経験することが必要となるだろう。しかし、短期大学に携わる者は、その教育の優秀性を示すために多岐の評価を編み出し、改良を重ね、積極的に教育改革に取り組んでいきたいものである。

◇ 謝辞

冒頭述べたように、この評価は決まった方法も経費もないうままに進められてきた。にもかかわらず、多くの短期大学関係者が試行錯誤を重ね、自校と相手校の充実と向上を図り、短期大学全体の教育の優秀性を示すために、相互評価に挑んだ。個々の改革の取り組みを短期大学全体へ積極的に共有化することは、改革を志す短期大学関係者に多大な励ましと勇気を与え続けたといえよう。ただ、このような改革をしたからといって生き残れる保証はない。しかし、改革をしなければ生き残れないのは明らかである。

教育力を強化し、学習者に全人的な発達支援を行う使命を追求する会員校に向け、教育充実の実践内容を快く公表いただいた先達校に対し、ここに校名を公表して、心よりの感謝の気持ちを表します。

平成11年度から13年度までの「短期大学相互評価」実施校

平成14年4月1日現在

No.	短 大 名	短 大 名	備 考
	H11.10 総会資料に掲載		
1	淑徳短期大学	兵庫大学短期大学部	NEWS LETTER Vol.13に掲載
	H12.4 総会資料に掲載		
2	帝塚山大学短期大学部	広島文化短期大学	NEWS LETTER Vol.12に掲載
3	北海道自動車短期大学	大阪産業大学短期大学部	
4	聖和学園短期大学	桜の聖母短期大学	NEWS LETTER Vol.16,18に掲載
5	名古屋柳城短期大学	平安女学院短期大学	
6	北海道文教短期大学	福島学院短期大学	
	H13.4 総会資料に掲載		
7	聖霊女子短期大学	桜の聖母短期大学	
8	佐野短期大学	田園調布学園大学短期大学部	
9	淑徳短期大学	兵庫大学短期大学部	2回目
10	文京学院短期大学	目白大学短期大学部	
11	湘北短期大学	松商学園短期大学	NEWS LETTER Vol.19に掲載
12	仁愛女子短期大学	飯田女子短期大学	
13	大阪成蹊女子短期大学	九州女子短期大学	NEWS LETTER Vol.20に掲載
14	平安女学院短期大学	活水女子短期大学	
15	神戸女子短期大学	中村学園大学短期大学部	
16	作陽短期大学	呉大学短期大学部	
	H13.9 総会資料に掲載		
17	佐野短期大学	田園調布学園大学短期大学部	2回目
18	宇部短期大学	東海大学福岡短期大学	
19	鈴峯女子短期大学	香蘭女子短期大学	NEWS LETTER Vol.21に掲載
20	山口短期大学	精華女子短期大学	
21	名古屋聖霊短期大学	和歌山信愛女子短期大学	
	H14.4 総会資料に掲載		
22	北海道浅井学園大学短期大学部	大阪薫英女子短期大学	
23	東京成徳短期大学	常葉学園短期大学	
24	新潟工業短期大学	中日本自動車短期大学	
25	東海学園大学短期大学部	東筑紫短期大学	
26	梅花短期大学	松山東雲短期大学	
27	山梨学院短期大学	名古屋芸術大学短期大学部	
28	産能短期大学	東横学園女子短期大学	
29	小田原女子短期大学	横浜女子短期大学	
30	東海大学短期大学部	福岡工業短期大学	
	京都医療技術短期大学	川崎医療短期大学	中間報告

10.17 第19回短期高等教育研究会

1. 「短期大学から地域大学へ」
話題提供者 舘 昭 委員
2. わが国の高等教育戦略における短期大学の役割
について
3. その他

10.18 第1回協会活動準備委員会

1. 準備委員会の役割(担当範囲)等について
2. 作業日程について
3. 準備委員会の運営について
4. その他

11.19 第20回短期高等教育研究会

1. 「短大教育の独自性とその課題—地域の専門職養成の立場から」
話題提供者 三 神 敬 子 委員
2. 中央教育審議会大学分科会各部会等の短大に係る諸問題の審議動向に関して
3. 短大の社会人の再教育等に柔軟に応える機能(いわゆるコミュニティ・カレッジ)を強化することに関して
4. その他

11.30 第31回向上充実委員会

1. 平成13年度外部評価実施結果について(報告)
2. 協会改組に当たり本委員会としての短期大学相互評価のまとめの作成について
3. その他

12.11 第2回協会活動準備委員会

1. 本協会で準備する事柄と作業日程等について
 - (1) 本協会に関わる諸事情について(報告)
 - (2) 本協会の課題について
 - (3) 作業日程について
2. その他

1.24 第3回協会活動準備委員会

1. 平成14年度協会評価における評価の視点等について
2. 常置委員会並びに評価特別委員会委員構成について
3. 短期大学の「地域総合科学科」の適格認定に係る取り扱いについて
4. 今後の作業日程について
5. その他

1.24 第21回短期高等教育研究会

1. 「カナダの短期高等教育—ブリティッシュ・コロンビア州における展開」
話題提供者 佐 藤 弘 毅 委員
2. わが国の高等教育戦略における短期大学の役割について
3. その他

2.14 第4回協会活動準備委員会

1. 平成14年度協会評価における評価の視点等について—平成14年度協会評価実施要領(準備委員会案)—
2. 評価特別委員会委員編成について
3. 短期大学の「地域総合科学科」の適格認定等について
4. その他

2.25 第22回短期高等教育研究会

1. 会員校に対する短期高等教育研究会の検討報告の内容とまとめの方法について
2. 理事会に対する報告事項等について
3. その他

3.19 第32回理事会

1. 協会活動準備委員会の検討結果について(報告)
2. 平成14年度からの調査研究委員会の事業について
3. 平成13年度事業報告(案)について
4. その他

編集後記

わが国ではアメリカの例と比較することが多く、私立短期大学の場合でもアメリカのアクレディテーション(評価認証)制度が参考となります。しかし、国の歴史が違うので、その制度の意味が異なります。いかに個性化できているかを自己点検し、さらに相互評価へと進めるためには、私学の自主性が前提となります。アメリカのように進める場合には、与えられた制度の中で活動するだけでなく、自主的に制度を創り出すことも必要です。

森 本 晴 生(東京文化短期大学 理事長・学長)